

橋本周辺広域市町村圏組合出納員設置規則

平成 11 年 3 月 31 日

規 則 第 5 号

改正 職 21 年 9 月 11 日規則第 16 号

(設置)

第 1 条 橋本周辺広域市町村圏組合は、現金出納のため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条の規定により出納員を置く。

(出納員の職務)

第 2 条 出納員は、会計管理者の命を受け現金出納の事務を掌する。ただし、会計管理者から委任された事務については、この限りでない。

(出納員の任免)

第 3 条 出納員は、管理者が任免する。

(現金取扱員)

第 4 条 管理者は、必要に応じ現金取扱者を指名し、出納事務を補助させることができる。

(その他)

第 5 条 出納員の事務に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 21 年 9 月 11 日規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。